

## 給食施設状況報告書記入要領

平成 26 年 3 月作成

平成 28 年 2 月一部改正

平成 29 年 11 月一部改正

令和 3 年 4 月一部改正

令和 5 年 4 月一部改正

### 1. 給食施設状況報告書を提出する施設規模

#### (1) 健康増進法施行規則第 5 条に規定する「特定給食施設」

特定かつ多数の者に対して、継続的に 1 回 1 0 0 食以上又は、1 日 2 5 0 食以上の食事を供給する施設

#### (2) 茨城県特定給食施設等指導要綱による「その他の給食施設」

1 回 5 0 食以上の食事を供給する施設

### 2. 報告書の報告者、報告期限及び報告方法

#### (1) 給食施設の設置者が報告することとするが、設置者が管理者を定めている場合は管理者名で報告してもよいものとする。

なお、給食を委託している場合も、当該施設の設置者が報告する。

#### (2) 複数の施設を同一の管理者が管理している場合でも、施設毎に報告する。

#### (3) 毎年 5 月分の状況を翌月の 1 5 日までに報告する。

#### (4) 報告は、いばらき電子申請・届出サービスの簡易申請により報告する方法、又は管轄保健所あて書面で報告書を提出する方法のうち、いずれかによって行う。

### 3. 施設の種類の種類

給食施設は次の種類により区分する。

#### (1) 学校：学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、第 1 2 4 条に規定する専修学校及び第 1 3 4 条第 1 項に規定する各種学校、「学校給食センター」（学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 6 条に規定する学校給食共同調理場）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、幼稚園である施設

#### (2) 病院：医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院

#### (3) 介護老人保健施設：介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設

#### (4) 介護医療院：介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 2 9 項に規定する施設

#### (5) 老人福祉施設：老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する施設

- (6) 児童福祉施設：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する施設、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合は除く。）
- (7) 社会福祉施設：生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5号第1項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する施設並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く。）
- (8) 事業所：労働基準法（昭和22年法律第49号）別表1に規定する事業所又は事務所
- (9) 寄宿舍：学生又は労働者を寄宿させる施設
- (10) 矯正施設：刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- (11) 自衛隊：自衛隊法（昭和29年法律第164号）第24条に規定する施設
- (12) 一般給食センター：特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設であって（1）から（8）までに該当しないもの
- (13) その他：（1）から（12）までに該当しないもの

#### 4. 報告様式

##### (1) 様式第4号の1

学校、児童福祉施設、事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊、一般給食センター、その他が提出する。

##### (2) 様式第4号の2

病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、社会福祉施設が提出する。

#### 5. 記入方法

- 書面により提出する場合は、下記の事項を記入（□の選択肢についてはレ点を記入）すること。  
なお、報告書は機械読み取り式のため、枠内に楷書体ではっきり記入すること。
- 登録番号欄については、個別通知に基づき番号を記入すること。

##### 様式第4号の1

1 名称	● 給食施設として届出している施設名称及び所在地を記入する。
2 所在地	
3 連絡先	報告内容に疑義が生じた場合の連絡先を記入する。

4 設置者職氏名	設置者に変わって管理者報告する場合には、管理者氏名を記入する。
5 給食部門責任者職氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理業務を外部委託している施設においても、当該給食部門の（受託会社ではない）責任者の職氏名を記入する。</li> </ul>
6 施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出している施設の種類を選択する。</li> </ul>
7 運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営形態を選択し、調理業務を委託している場合は委託先名を記入する。</li> </ul>
8 給食従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営形態の直営又は委託の別を問わず、当該施設に勤務する該当職種の員数を計上する。</li> <li>栄養士又は管理栄養士は、資格を有し栄養の指導に従事している者を計上する。</li> <li>管理栄養士は併せて栄養士の資格を有しているが、この場合は、栄養士には、計上しない。</li> <li>管理栄養士又は栄養士以外の職名で採用されている者であっても、資格を有して実際に栄養の指導に従事している者については、計上する。</li> <li>調理師は調理師免許を有している者を計上し、免許を有していないものは、調理員として計上する。</li> <li>常勤とは、就業規則等で施設が定めた所定労働時間をすべて勤務する者をいい、非常勤とは、常勤以外の者をいう。なお、従事者が複数の施設を兼務する場合は、1日6時間以上かつ週4日以上勤務する施設のみ常勤に計上し、それ以外の施設の報告書には非常勤として計上する。</li> </ul>
9 栄養士等配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤の管理栄養士・栄養士の配置のない施設のみ記入する。</li> <li>管理栄養士・栄養士の配置計画の有無を選択し、有の場合、配置予定時期を記入する。</li> </ul>
10 給食数	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月中の平均的な1日の食数を、利用者と職員の別に記入する。</li> <li>週休日等、平日の食数と大きな違いがある日については、平均食数の算出から除外すること。</li> <li>食事区分の「その他」は、食事として提供する夜勤食等を示し、間食は含まない。</li> </ul>
11 献立形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供している献立形態を選択する。</li> <li>選択献立とは、1食分があらかじめ組み合わせが決められた献立から喫食者が選択できること（A定食又はB定食、主菜を選択できる等）をいい、カフェテリア方式とは数種類の主菜・副菜等の中から喫食者が好みで選択することをいう。</li> <li>カフェテリア方式の場合、モデル的な組み合わせの提示の有無を選択する。</li> </ul>
12 利用者の嗜好に配慮した献立の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の嗜好に配慮した献立の作成及び調理を行っている場合は有、嗜好に配慮していない場合は無を選択する。</li> </ul>
13 献立表の掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>献立表の事前の掲示又は配布の有無を選択し、有の場合、表示している栄養成分を選択（複数選択可）する。</li> </ul>
14 健康情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施の有無を選択し、有の場合、表示している栄養成分を選択する（複数選択可）。</li> </ul>
15 利用者の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の身体状況等の把握の有無を選択し、有の場合、把握頻度及び把握している項目を選択する（複数選択可）。</li> </ul>
16 利用者の身体状況（やせ及び肥満者の割合）の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>開始届提出時は、記入不要。</li> <li>学校、児童福祉施設、事業所、寄宿舎のみ記入する。対象外の施設は無を選択する。</li> <li>利用者のうち、肥満及びやせに該当する者の割合を求め、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入する。</li> <li>成人は、BMIで判定し、18.5未満をやせ、25.0以上を肥満と評価する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児（3歳以上6歳未満の者）は幼児身長体重曲線により判定し、肥満度-15%以下をやせ、肥満度+15%以上を肥満と評価する。なお、3歳未満は個人差が大きいことから、肥満及びやせの判定の対象としない。</li> <li>● 児童・生徒（6歳以上18歳未満）は、学校保健統計調査方式により判定し、肥満度-20%以下をやせ、肥満度+20%以上を肥満と評価する。</li> </ul>
17 給与栄養目標量に基づく献立の作成、調理及び提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設定された給与栄養目標量に基づき、食事計画（献立）の作成、調理及び食事の提供を行っている場合は有、給与栄養目標量を献立等に反映させていない場合は無を選択する。</li> </ul>
18 食事摂取状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 把握の有無を選択し、有の場合、把握頻度を選択する。</li> <li>● なお、摂取状況の把握とは、残菜量の把握又は個別の摂取量の把握をいい、選択献立やカフェテリア方式の各献立の食数の把握は含まない。</li> </ul>
19 15～18を踏まえた食事の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開始届提出時は、記入不要。</li> <li>● 15～18を踏まえた食事の評価、食事計画の見直しを行っている場合は有、行っていない場合は無を選択し、有の場合、評価を行う頻度を選択する。</li> </ul>
20 給食・栄養管理に関する会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給食に関する会議等、給食・栄養管理等について検討する会議の有無を選択し、有の場合、前年度の実施頻度を選択する。</li> <li>● 開始届提出時は、実施予定の有無を選択する。</li> </ul>
21 災害時等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食中毒発生時対応マニュアル、非常災害時マニュアルについて、給食に関する事項の整備の有無を選択する。</li> <li>● 他施設との非常時連携体制とは、食中毒発生時など非常時における食事の提供について、他の給食施設又は近隣飲食店等と、支援契約・協定等を結んでいることをいう。</li> <li>● 非常災害時の食料等の備蓄の有無を選択し、有の場合、備蓄量を記入する。</li> </ul>
22 健康・栄養教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施の有無を選択する。</li> </ul>
23 栄養量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期報告時は、5月に実施の給食状況（1人1日当たり）を報告する。</li> <li>● 食事の提供回数が1日1回又は2回の場合は、施設で提供している分の食事の栄養量を記入する。栄養量は給与栄養目標量及び給与栄養量を記入する。</li> <li>● 給与栄養量とは、給食施設において提供する食事のエネルギー及び栄養量で、一般的には作成した献立（予定献立）のエネルギー及び栄養量をいう。ただし、発注上の都合や、納品された食品の品質、調理中の変動（廃棄量などの変動）、盛り付け誤差などにより、予定より大きく提供量が変動した場合には、実際に提供した食事のエネルギー量及び栄養量を記入すること。主食を喫食者等が持参する施設においては、持参される主食の栄養量を含めた目標量及び給与栄養量を記載すること。</li> <li>● 喫食者の推定エネルギー必要量等が大幅に異なる場合は、必要に応じて複数の給与栄養目標量を算出しておくこと。ただし、当該報告書における給与栄養目標量と給与栄養量の数値は、複数算出した給与栄養目標量及び給与栄養量のうち、あてはまる利用者が最も多い区分の数値を記入すること。</li> <li>● 栄養計算は、原則として日本食品標準成分表の最新版を用いることとし、給与栄養目標量と給与栄養量で算出基準が変わらないようにすること。 ア エネルギー、カルシウム、ビタミンA及びビタミンCは、小数点以下第1位まで算出して四捨五入し、整数で記入する。</li> <li>● イ たんぱく質、脂質、鉄、食物繊維及び食塩相当量は小数点以下第2位まで算出して四捨五入し、小数点以下第1位まで記入する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>● ウ ビタミン B1 及びビタミン B2 は、小数点以下第 3 位まで算出して四捨五入し、小数点以下第 2 位まで記入する。</li></ul>
24 メールアドレス	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保健所から連絡可能なメールアドレスを記入する。(私的なアドレスは不可。)</li></ul>

様式第4号の2

1 名称	● 給食施設として届出している施設名称及び所在地を記入する。
2 所在地	● 施設名称及び所在地に変更が生じた場合には、変更届を提出の上、現在の施設名称及び所在地を記入する。
3 連絡先	● 報告内容に疑義が生じた場合の連絡先を記入する。
4 設置者職氏名	● 設置者が変わって管理者が報告する場合には、管理者氏名を記入する。
5 給食部門責任者職氏名	● 調理業務を外部委託している施設においても、当該給食部門の（受託会社ではない）責任者の職氏名を記入する。
6 施設の種類	● 届出している施設の種類を選択する。
7 運営方法	● 運営形態を選択し、調理業務を委託している場合は委託先名を記入する。
8 給食従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営形態の直営又は委託の別を問わず、当該施設に勤務する該当職種の員数を計上する。</li> <li>● 栄養士又は管理栄養士は、資格を有し栄養の指導に従事している者を計上する。</li> <li>● 管理栄養士は併せて栄養士の資格を有しているが、この場合は、栄養士には、計上しない。</li> <li>● 管理栄養士又は栄養士以外の職名で採用されている者であっても、資格を有して実際に栄養の指導に従事している者については、計上する。</li> <li>● 調理師は調理師免許を有している者を計上し、免許を有していないものは、調理員として計上する。</li> </ul> <p>常勤とは、就業規則等で施設が定めた所定労働時間をすべて勤務する者をいい、非常勤とは、常勤以外の者をいう。なお、従事者が複数の施設を兼務する場合は、1日6時間以上かつ週4日以上勤務する施設のみ常勤に計上し、それ以外の施設の報告書には非常勤として計上する。</p>
9 栄養士等配置計画	● 常勤の管理栄養士・栄養士の配置のない施設のみ記入する。 管理栄養士・栄養士の配置計画の有無を選択し、有の場合、配置予定時期を記入する。
10 栄養量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期報告時は、5月に実施の給食状況（1人1日当たり）を報告する。</li> <li>● 食事の提供回数が1日1回又は2回の場合は、施設で提供している分の食事の栄養量を記入する。栄養量は給与栄養目標量及び給与栄養量を記入する。</li> <li>● 給与栄養量とは、給食施設において提供する食事のエネルギー及び栄養量で、一般的には作成した献立（予定献立）のエネルギー及び栄養量をいう。ただし、発注上の都合や、納品された食品の品質、調理中の変動（廃棄量などの変動）、盛り付け誤差などにより、予定より大きく提供量が変動した場合には、実際に提供した食事のエネルギー量及び栄養量を記入すること。主食を喫食者等が持参する施設においては、持参される主食の栄養量を含めた目標量及び給与栄養量を記載すること。</li> <li>● 喫食者の推定エネルギー必要量等が大幅に異なる場合は、必要に応じて複数の給与栄養目標量を算出しておくこと。ただし、当該報告書における給与栄養目標量と給与栄養量の数値は、複数算出した給与栄養目標量及び給与栄養量のうち、あてはまる利用者が最も多い区分の数値を記入すること。</li> <li>● 栄養計算は、原則として日本食品標準成分表の最新版を用いることとし、給与栄養目標量と給与栄養量で算出基準が変わらないようにすること。 ア エネルギー、カルシウム、ビタミンA及びビタミンCは、小数点以下第1位まで算出して四捨五入し、整数で記入する。</li> <li>● イ たんぱく質、脂質、鉄、食物繊維及び食塩相当量は小数点以下第2位まで算出して四捨五入し、小数点以下第1位まで記入する。</li> </ul>

	<p>ウ ビタミン B1 及びビタミン B2 は、小数点以下第 3 位まで算出して四捨五入し、小数点以下第 2 位まで記入する。</p>
11 献立表の掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 献立表の事前の掲示又は配布の有無を選択し、有の場合、表示している栄養成分を選択する（複数選択可）。</li> </ul>
12 健康情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施の有無を選択し、有の場合、表示している栄養成分を選択する（複数選択可）。</li> </ul>
13 給食数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5 月中の平均的な 1 日の食数を、利用者と職員の別に記入する。</li> <li>● 週休日等、平日の食数と大きな違いがある日については、平均食数の算出から除外すること。 食事区分の「その他」は、食事として提供する夜勤食等を示し、間食は含まない。</li> </ul>
14 災害時等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食中毒発生時対応マニュアル、非常災害時マニュアルについて、給食に関する事項の整備の有無を選択する。</li> <li>● 他施設との非常時連携体制とは、食中毒発生時など非常時における食事の提供について、他の給食施設又は近隣飲食店等と、支援契約・協定等を結んでいることをいう。 非常災害時の食料等の備蓄の有無を選択し、有の場合、備蓄量を記入する。</li> </ul>
15-1 給食・栄養管理に関する会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給食に関する会議等、給食・栄養管理等について検討する会議の有無を選択し、有の場合、前年度の実施頻度を選択する。 開始届提出時は、実施予定の有無を選択する。</li> </ul>
16 栄養管理の実施状況	<p>16-1 個別の栄養管理計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の年齢、身体状況、疾病状況、必要エネルギー量、食事にお摂取状況等に基づく、利用者個別の栄養管理作成の有無を選択する。作成有の場合は、計画の作成又は見直しの頻度を選択する。</li> </ul> <p>16-2 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院 管理栄養士をはじめ、医師、看護師、その他医療従者が共同して栄養管理を実施する体制が整備され、あらかじめ栄養管理手順が作成されている場合は有、整備されていない場合は無を選択する。昨年度の栄養サポートチーム加算算定の有無を選択する。</li> <li>● 介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・社会福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 栄養マネジメント強化加算 昨年度の算定の有無を選択する。</li> <li>b 経口維持加算 昨年度の算定の有無を選択し、有の場合、種類を選択する。</li> <li>c 経口移行加算 昨年度の算定の有無を選択する。</li> </ul> </li> </ul> <p>16-3 利用者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体状況等の把握・評価の有無を選択し、有の場合、頻度を選択する。</li> </ul>
17 16-1 で無と回答した施設のみ記入	<p>17-1 給与栄養目標量の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当するものを選択する。複数設定とは、性・年齢・身体活動レベル等により利用者を複数の集団に分け、集団ごとに給与栄養目標量を設定している場合をいう。</li> </ul> <p>17-2 食事の摂取状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食事摂取状況の把握の有無を選択し、有の場合、把握方法及び頻度の該当するところを選択する。</li> </ul> <p>17-3 嗜好に配慮した献立</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の嗜好に配慮した献立作成及び調理を行っている場合は有、嗜好に配慮していない場合は無を選択する。</li> </ul> <p>17-4 摂食・嚥下機能に配慮した献立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の摂食・嚥下機能に配慮した献立作成及び調理を行っている場合は有、対応していない場合は無を選択する。</li> </ul> <p>17-5 利用者の身体状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開始届提出時は、記入不要。</li> <li>● 利用者のうち、肥満及びやせに該当する者の割合を、小数点以下第1位まで記入する。</li> <li>● 成人は、BMIで判定し、18.5未満をやせ、25.0以上を肥満と評価する。</li> <li>● 幼児（3歳以上6歳未満の者）は幼児身長体重曲線により判定し、肥満度-15%以下をやせ、肥満度+15%以上を肥満と評価する。なお、3歳未満は個人差が大きいことから、肥満及びやせの判定の対象としない。</li> <li>● 児童・生徒（6歳以上18歳未満）は、学校保健統計調査方式により判定し、肥満度-20%以下をやせ、肥満度+20%以上を肥満と評価する。</li> </ul>
18 健康・栄養教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施の有無を選択する。</li> </ul>
19 メールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所から連絡可能なメールアドレスを記入する。（私的なアドレスは不可。）</li> </ul>

## 6. その他

- (1) 給食施設事業開始届を提出する施設は、「給食施設状況報告書」と施設の見取り図を併せて提出する。
- (2) 改築等で施設設備に変更があった時は、施設の見取り図を添付する。